

岩手県告示第171号

森林病虫害等防除法第7条の3第1項の規定による岩手県防除実施基準（平成9年岩手県告示第567号）を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県農林水産部森林整備課並びに県南広域振興局の林務部及び農政部農林振興センター並びに係市役所及び町役場に備えておいて縦覧に供する。

平成25年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也